

案件 1

会長の選任について

会長が不在のため、新たに会長の選任を行うものです。
なお、会長の選任については、富田林市交通会議設置要綱により、委員の互選となっております。

資料1-2 富田林市交通会議設置要綱より抜粋

第5条第1項 交通会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。